

平成20年度

包括外部監査結果報告書（概要版）

「特別会計に係る事務の執行・事業の管理について」

香川県包括外部監査人

公認会計士 大西 均

## 目 次

第1節 外部監査の概要	
外部監査の種類	1
選定した特定の事件（監査のテーマ）	1
事件（監査のテーマ）を選定した理由	1
外部監査の方法	2
(1) 監査の要点	2
(2) 主な監査手続	2
外部監査の実施期間及び対象	2
外部監査人・補助者と資格	2
利害関係	2
第2節 特別会計総論	
(1) 特別会計設置条例及び設置目的一覧	3
(2) 特別会計歳出額推移	5
(3) 特別会計に関連する県債残高推移	6
(4) 特別会計に関連する基金残高推移	6
(5) 基金及び特別会計からの繰替運用状況	7
(6) 特別会計から一般会計及び団体への繰出金による貸付	7
(7) 特別会計における一般会計財政構造との類似化	8
(8) 職員の意識改革のさらなる向上の必要性	8
(9) 特別会計監査結果及び意見のまとめ	9
資金貸付事業	
1. 農業改良資金特別会計	10
2. 林業・木材産業改善資金特別会計	10
3. 沿岸漁業改善資金特別会計	10
4. 小規模企業者等設備導入資金特別会計	11
5. 母子寡婦福祉資金特別会計	12
6. 高等学校等奨学金特別会計	14
投資事業	
7. 臨海工業地帯造成事業特別会計	15
8. 番の州地区臨海工業用土地造成事業特別会計	16
9. 内陸工業団地造成事業特別会計	16
10. 高松港頭地区土地区画整理事業特別会計	17
11. 吉野川総合開発香川用水建設事業特別会計	17
12. 流域下水道事業特別会計	17

施設管理事業

13 . 栗林公園特別会計 . . . . . 18

14 . 駐車場事業特別会計 . . . . . 19

15 . 県立大学特別会計 . . . . . 19

管理効率化事業

16 . 集中管理特別会計 . . . . . 20

17 . 証紙特別会計 . . . . . 20

18 . 県債管理特別会計 . . . . . 20

## 第1節 外部監査の概要

### 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び2項に基づく包括外部監査

#### 選定した特定の事件（監査のテーマ）

「特別会計に係る事務の執行・事業の管理について」

#### 事件（監査のテーマ）を選定した理由

香川県は、平成20年度以降も多額の収支不足が見込まれる未曾有の危機的財政状況に直面しており、現在、財政状況の逼迫化のなかで「新たな財政再建方策」を策定し行財政改革のさらなる推進を進めている。

また、平成19年度には「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（財政健全化法）が成立し、実質赤字比率、連結実質赤字比率等の健全化判断比率の公表が求められることとなり、一層の財政構造の改善が喫緊の課題となったといえる。

行財政改革の推進は一般会計から公営企業会計のみならず地方公社・第三セクターなど網羅的に実施される必要がある。特別会計もその例外ではなく、厳しい視点で見直しがなされる必要がある。

特別会計は、特定の事業を行う場合に特定の歳入をもって特定の歳出に充て一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合において、条例で設置されるものである。

香川県においては、平成19年度では18の特別会計が設置されており、設置後40年以上経過している特別会計から平成18年度に新たに設置された特別会計（県債管理特別会計）まで、それぞれの時期においてそれぞれの必要性により設置されたものである。その結果、国の制度の一環で設置された特別会計（農業改良資金特別会計等）行政事務の効率化のために設置された特別会計（集中管理特別会計）工業団地造成事業（内陸工業団地造成事業特別会計等）県債の借換債等を管理する特別会計（県債管理特別会計）など多様化するとともに、特別会計全体での歳入歳出規模は平成20年度当初予算では2,253億6,581万円に達し、一般会計との資金移動・経理処理も複雑化しているのが現状である。こうした状況の下で特別会計の事務の執行及び管理の重要性は高まってきており、それぞれの特別会計を検証し、その実態の透明性を高めておくことは有意義であると判断した。

そこで、監査のテーマは全ての18特別会計を対象とした「特別会計に係る事務の執行・事業の管理について」とし、その設置目的、現状、一般会計との関連、内在する問題点を網羅的に検証することとした。また、過去において包括外部監査の対象となった事業については、監査結果の措置状況のフォローアップを主眼

とすることとする。

#### 外部監査の方法

##### (1) 監査の要点

- 1) 特別会計の意義、必要性
- 2) 特別会計における事務執行の妥当性、効率性
- 3) 特別会計における事業の経済性、採算性、有効性
- 4) 特別会計に内在する不良資産、過剰債務の存在
- 5) 一般会計との資金移動、経理処理の妥当性
- 6) 特別会計と他の会計との関連（一般会計での事業、外郭団体での実施事業との関連）
- 7) 過去の包括外部監査の結果の措置状況

##### (2) 主な監査手続

- 1) ヒアリング
- 2) 関連書類の閲覧・照合
- 3) 関係法規・条例との整合性チェック
- 4) 関連証憑のサンプル検証
- 5) 現物との照合
- 6) 数量分析
- 7) その他必要に応じた監査手続

#### 外部監査の実施期間及び対象

##### (1) 外部監査の実施期間

平成20年4月1日から平成21年2月2日

##### (2) 外部監査の対象

平成19年度における特別会計決算を対象とし、必要に応じて平成18年度以前及び平成20年度の現状を基礎としている。

#### 外部監査人・補助者と資格

包括外部監査人 大西 均（公認会計士）

補助者 岩村浩二（公認会計士）

増田信雄（公認会計士）

米田守宏（税理士）

#### 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

## 第2節 特別会計総論

### (1) 特別会計設置条例及び設置目的一覧

特別会計は設置条例によりその設置が定められている。現在における特別会計の設置条例及び設置目的を一覧にまとめると次のとおりである。

条	設置年	特別会計名	設置目的
2	昭和39	母子寡婦福祉資金特別会計	母子及び寡婦福祉法の規定による母子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付事業の経理を明確にするため。
3	昭和39	農業改良資金特別会計	農業改良資金助成法の規定による農業者等に対する農業改良資金の貸付事業、農業経営基盤強化促進法の規定による農地保有合理化法人に対する農地保有合理化事業に要する費用に充てる資金の貸付事業並びに青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法の規定による青年農業者等育成センター及び融資機関に対する就農支援資金の貸付業務に必要な資金の貸付事業の経理を明確にするため。
4	昭和39	小規模企業者等設備導入資金特別会計	小規模企業者等設備導入資金助成法の規定による小規模企業者等設備導入資金の貸付事業並びに独立行政法人中小企業基盤整備機構法の規定による創業、中小企業の経営の革新、中小企業者の行う連携等、中小企業の集積の活性化及び災害により被害を受けた中小企業者の支援に必要な資金の貸付事業の経理を明確にするため。
5	昭和39	臨海工業地帯造成事業特別会計	県の臨海工業地帯の造成事業及び上屋事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため。
6	昭和39	集中管理特別会計	次の各号に掲げる事務を効率的かつ合理的に処理するための集中管理事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため。 給与等支払事務 文書浄書事務 電話による通信事務 自動車運行事務 物品調達事務 機械計算事務 光熱水費支払事務

7	昭和 39	証紙特別会計	証紙の売りさばき代金並びに証紙代金収納計器の始動票札の交付代金を歳入とし、一般会計への繰出金を歳出として、一般会計と区分して経理することにより、証紙及び証紙代金収納計器による収入事務の経理を明確にするため。
8	昭和 40	栗林公園特別会計	栗林公園の維持管理並びに施設整備事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため。
9	昭和 41	吉野川総合開発香川用水建設事業特別会計	吉野川総合開発香川用水施設の建設並びにその管理に必要な資金の確保及び当該資金の効率的な運用のためにする貸付け等の事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため。当該資金の貸付けは、市町及び一部事務組合が公共施設の整備事業その他知事が市町の振興のため必要と認める事業に要する経費に対して行うものとする。
10	昭和 44	番の州地区臨海工業用土地造成事業特別会計	番の州地区臨海工業用土地造成事業及び番の州地区における臨海工業地帯の開発に関連する事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため。
11	昭和 52	林業・木材産業改善資金特別会計	林業・木材産業改善資金助成法の規定による林業従事者等に対する林業・木材産業改善資金の貸付事業の経理を明確にするため。
12	昭和 54	沿岸漁業改善資金特別会計	沿岸漁業改善資金助成法の規定による沿岸漁業従事者等に対する経営等改善資金、生活改善資金及び青年漁業者等養成確保資金の貸付事業の経理を明確にするため。
13	昭和 57	流域下水道事業特別会計	流域下水道事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため。
14	平成 3	駐車場事業特別会計	駐車場事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため。
15	平成 6	内陸工業団地造成事業特別会計	内陸工業団地造成事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため。
16	平成 6	高松港頭地区土地区画整理事業特別会計	高松広域都市計画事業高松港頭土地区画整理事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため。
17	平成 16	県立大学特別会計	県立大学の円滑な運営とその経理の適正を図るため。
18	平成 17	高等学校等奨学金特別会計	香川県高等学校等奨学金貸付条例の規定による高等学校等奨学金の貸付事業の経理を明確にするため。

19	平成 18	県債管理特別会計	県債の借換え及び県債の償還に係る経理を明確にするため。
----	----------	----------	-----------------------------

(2) 特別会計歳出額推移

(単位：千円)

特別会計	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
母子寡婦福祉資金	89,237	146,391	132,123	129,527	121,482
農業改良資金	131,983	146,430	136,224	169,451	132,840
小規模企業者等設備導入 資金	881,338	4,686,230	1,034,426	2,290,386	10,700,447
臨海工業地帯造成事業	1,065,430	1,365,615	1,703,620	1,448,636	1,440,380
公共用地先行取得事業	66,887	48,254	5,178	150,529	0
集中管理	29,859,249	28,966,161	101,429,935	100,355,271	99,859,660
証紙	5,468,901	6,215,351	5,703,002	5,368,640	5,136,455
栗林公園	289,219	306,517	278,292	273,406	270,834
吉野川総合開発香川用水 建設事業(建設勘定)	4,662,698	4,290,741	4,742,391	3,786,192	3,415,733
吉野川総合開発香川用水 建設事業(貸付勘定)	4,316,695	3,963,322	4,451,422	3,314,873	2,807,610
番の州地区臨海工業用土 地造成事業	304,202	300,508	209,962	208,010	271,003
林業・木材産業改善資金	3,228	19	30,493	20	4,118
沿岸漁業改善資金	13,823	2,502	34,751	74,055	2,766
流域下水道事業	4,201,705	3,604,826	3,987,963	4,160,333	3,849,035
駐車場事業	3,316,333	870,672	961,567	1,100,160	1,185,408
内陸工業団地造成事業	1,025,456	1,038,198	1,019,611	1,612,334	804,942
高松港頭地区土地区画整 理事業	1,683,103	2,082,974	1,323,116	1,494,941	1,199,073
県立大学		877,262	860,875	854,580	875,224
高等学校等奨学金			126,017	211,955	272,452
県債管理				93,680,782	96,027,616
合計	57,379,487	58,911,973	128,170,968	220,684,081	228,377,078

(注) 上表の特別会計歳出額については、千円未満の四捨五入の関係で、各論における歳出額と端数差が生ずる場合がある。

( 3 ) 特別会計に関連する県債残高推移

(単位：千円)

特別会計に関連する県債名	平成15年度 末現在高	平成16年度 末現在高	平成17年度 末現在高	平成18年度 末現在高	平成19年度 末現在高
母子寡婦福祉資金貸付債	389,564	389,564	383,928	383,928	400,928
農業改良資金貸付債	142,453	132,750	152,500	171,510	179,794
中小企業高度化資金債	7,986,717	6,617,137	6,035,477	5,918,720	14,844,109
臨海工業地帯造成事業債	7,172,172	6,450,613	5,488,080	4,669,998	4,259,934
流域下水道事業債	18,409,586	17,449,812	16,549,470	16,310,270	15,970,845
駐車場事業債	10,159,800	9,652,413	9,049,230	8,286,344	7,415,242
内陸工業団地造成事業債	5,488,550	4,575,250	4,315,950	4,354,750	4,387,250
高松港頭地区土地区画整理 事業債	8,103,699	6,196,516	4,985,516	3,574,255	2,437,050
合計	57,852,541	51,464,055	46,960,151	43,669,775	49,895,152

特別会計全体での県債残高は減少傾向にある。

平成19年度での増加は小規模企業者等設備導入資金特別会計におけるかがわ中小企業応援ファンドへの基金造成資金として独立行政法人中小企業基盤整備機構からの94.4億円の無利子借入があるためである。

( 4 ) 特別会計に関連する基金残高推移

(単位：千円)

特別会計に関連する基金名	平成15年度 末現在高	平成16年度 末現在高	平成17年度 末現在高	平成18年度 末現在高	平成19年度 末現在高
吉野川総合開発香川用水事業基金(注1)	7,328,971	8,129,530	8,841,715	9,589,267	2,250,092
香川県番の州地区臨海工業 用土地造成事業基金(注2)	2,030,015	275,688	406,410	546,313	736,362
香川県栗林公園施設整備事 業基金	21,413	15	15	15	15

(注1) 平成19年度に吉野川総合開発香川用水事業基金から8,174,000千円が一般会計へ繰替運用されている。期間は年度更新、金利はゼロの条件である。

(注2) 平成16年度に香川県番の州地区臨海工業用土地造成事業基金から1,980,000千円が一般会計へ繰替運用されている。期間は年度更新、金利はゼロの条件である。

( 5 ) 基金及び特別会計からの繰替運用状況

(単位：千円)

基金及び特別会計名	平成15年度 未残高	平成16年度 未残高	平成17年度 未残高	平成18年度 未残高	平成19年度 未残高
吉野川総合開発香川用水事業基金					8,174,000
香川県番の州地区臨海工業用土地 造成事業基金		1,980,000	1,980,000	1,980,000	1,980,000
番の州地区臨海工業用土地造成事 業特別会計					10,000
母子寡婦福祉資金特別会計					127,229
小規模企業者等設備導入資金特別 会計					730,000
農業改良資金特別会計					380,000
林業・木材産業改善資金特別会計					63,928
沿岸漁業改善資金特別会計					334,638

特別会計から一般会計への繰替運用は各基金条例及び特別会計繰替運用事務要領の定めに従い実施されている。吉野川総合開発香川用水事業基金及び香川県番の州地区臨海工業用土地造成事業基金からの繰替運用は無利息であり、番の州地区臨海工業用土地造成事業特別会計、母子寡婦福祉資金特別会計、小規模企業者等設備導入資金特別会計、農業改良資金特別会計、林業・木材産業改善資金特別会計、沿岸漁業改善資金特別会計からの繰替運用は年利0.2%を各特別会計の運用益として計上している。一般会計における支払準備金に不足が生じている時期においては、指定金融機関等外部から資金を調達するより特別会計の歳計現金を一時的に使用して支払いに充てる方が利息軽減を見込め資金管理上有効であるためである。

しかしながら、一般会計の資金不足の恒常化により、基金及び特別会計からの繰替運用額は増加傾向にある。基金及び特別会計で実際の資金需要が生じた場合に一般会計からの資金対応が迅速になされるかどうか懸念される。

( 6 ) 特別会計から一般会計及び団体への繰出金による貸付

(単位：千円)

特別会計名	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
吉野川総合開発香川用水建設事業 特別会計（貸付勘定から貸付団体へ）	13,427,832	12,502,030	11,661,715	10,612,786	9,393,673
番の州地区臨海工業用土地造成事 業特別会計（一般会計へ）	7,944,230	7,686,931	7,519,998	7,353,065	7,186,132

吉野川総合開発香川用水建設事業特別会計から自治振興資金貸付事業としての貸付金資金として及び番の州地区臨海工業用土地造成事業特別会計からは一般会計への繰出金として貸付がなされており、一般会計資金不足への救済資金提供としての側面を有している。

#### (7) 特別会計における一般会計財政構造との類似化

一般会計の財政難の影響により特別会計も以下の特徴を有した財政構造となっている。

##### 1) 県債の先送り構造

一般会計での借換債の発行による県債償還負担の平準化は、特別会計では元金利債の発行(内陸工業団地造成事業特別会計、臨海工業地帯造成事業特別会計)、資本費平準化債の発行(臨海工業地帯造成事業特別会計、流域下水道事業特別会計)として実質的な県債の借り換えがなされている。

##### 2) 特別会計の資金空洞化

基金及び特別会計の繰越金の一部は、資金有効活用为名目のもと繰替運用にて一般会計の資金不足に充当されている。各基金及び特別会計での資金需要が生じた時の資金対応が迅速にできるかどうか十分に配慮しなければならない。

#### (8) 職員の意識改革のさらなる向上の必要性

##### 1) 職員の財政への危機意識の希薄性

香川県財政への危機意識がまだまだ希薄である。国の政策(地方交付税措置など)に頼る意識、税金を使つての支出であることの責任感の欠如(プール金等の再発など)、県債の次世代負担をいかに軽減していくかについての創意工夫とそれを実現していく勇気の希薄さなどが感じられる。

プール金問題の再発防止は、特に出先機関における有効なる内部統制機能の整備が急務といえる。

##### 2) 包括的政策実現に向けての意識改革

担当所管課としての縦割り意識がまだまだ強い。責任範囲の明確化という意味では有効であるが、県の政策全体を包括的に把握して判断していく意識改革が、特に今日这个时代では強く求められる。

例えば、サンポート高松の活性化というテーマは、我々県民自らのテーマであるとともに、香川県及び高松市共通の課題であるので、サンポート高松地区に係る事業や施設を所管する部局共通の課題として取り組む必要がある。すなわち、県は、サンポート高松の活性化に向けて現在どのように取り組んでいるか、さらに、サンポート高松の施設の維持管理をするために年間どの程度の県民負担が必要であるかなどを県民に公表し、その上でサンポート高松の今後のあり方、その活用方法などを行政側(県及び市)及び県民自身が広く検討する機会を設けるべきであろう。

( 9 ) 特別会計監査結果及び意見のまとめ

特別会計について事業の性質や特徴により以下のとおり分類整理し、関連事業別に監査結果及び意見を整理した。

資金貸付事業

- 1 . 農業改良資金特別会計
- 2 . 林業・木材産業改善資金特別会計
- 3 . 沿岸漁業改善資金特別会計
- 4 . 小規模企業者等設備導入資金特別会計
- 5 . 母子寡婦福祉資金特別会計
- 6 . 高等学校等奨学金特別会計

投資事業

- 7 . 臨海工業地帯造成事業特別会計
- 8 . 番の州地区臨海工業用土地造成事業特別会計
- 9 . 内陸工業団地造成事業特別会計
- 1 0 . 高松港頭地区土地区画整理事業特別会計
- 1 1 . 吉野川総合開発香川用水建設事業特別会計
- 1 2 . 流域下水道事業特別会計

施設管理事業

- 1 3 . 栗林公園特別会計
- 1 4 . 駐車場事業特別会計
- 1 5 . 県立大学特別会計

管理効率化事業

- 1 6 . 集中管理特別会計
- 1 7 . 証紙特別会計
- 1 8 . 県債管理特別会計

各特別会計における監査の結果及び意見を以下に整理する。

<p>1 .農業改良資金特別会計</p>	<p>(意見)</p> <p>1) 資金需要の掘り起こしと時代に即した資金の見直し          農業改良資金の運用方法を含めて、時代に即応した見直しを国に要望するとともに、積極的な制度の周知により資金需要の拡大に努める必要があると思われる。</p> <p>2) 財団法人香川県農業振興公社特別会計の課題          資金余剰の発生          農業改良資金特別会計からの資金のうち約80%が普通預金の状態になっており有効に活用されているとはいえ資金余剰となっている。就農資金需要の掘り起こしが必要である。就農資金の需要が少ないのであれば、余剰資金の運用の検討または県の特別会計からの借入金の繰上償還なども検討する必要がある。          貸付金の延滞発生          2,200千円の貸付金について延滞が発生しており、回収の取り組みがなされているが、延滞の解消には至っていないため、県の滞納整理に準じた管理が必要である。</p> <p>3) 台帳管理について          就農支援資金貸付台帳の記載と管理一覧表について、19件のうち2件について記載上の差が生じていた。</p>
<p>2 .林業・木材産業改善資金特別会計</p>	<p>(意見)</p> <p>1) 制度利用上の改善の必要性について          香川県における林業従事者人口自体が少ないことなどにもよるものであろうが、例えば、事務取扱要領によれば、貸付決定時期が年3回、7月10月1月に限られていること等、使い勝手の面から改善の余地があるものと思われる。</p> <p>2) 延滞債権の管理について          延滞管理、特に、ある程度以上期間の経過した滞留債権については、回収に係る行政コストを考えると他部署での延滞債権の有無、情報交換、回収方針の統一等も含めて、全庁的に一括管理することが有効である。</p>
<p>3 .沿岸漁業改善資金特別会計</p>	<p>(意見)</p> <p>1) 造成資金に対する貸付金残高の比率の改善          貸付申請書の受付が随時受付ではなく、年2回、6月と12月に限られていること及び原則として同種の投資には二度活用できないこと等、使い勝手の面から改善の余地があるものと思われる。さらに、資金自体の利用実績を</p>

	<p>高めることにより、消化率を少なくとも 50%以上にする必要があるものとする。</p> <p>2) 債権管理</p> <p>貸出金についての信用基金協会などによる保証制度はなく、回収不能になった時には県の全額負担となる可能性が高いことから、漁協、信漁連、運営協議会等との連絡を密にし、より適切な債権管理が必要と思われる。</p>
<p>4 小規模 企業者等 設備導入 資金特別 会計</p>	<p>(意見)</p> <p>1) 高度化資金</p> <p>条件変更について</p> <p>現在の中小企業基盤整備機構の制度では、通常の場合には、最終償還期限の延長ができず、年度ごとの償還額が増加せざるをえないことを踏まえて、長期的な観点から、将来、安定的な償還が図られるよう助言・支援を行う必要がある。また、平成19年度に条件変更を行った貸付先のうち、数年後に最終償還期限を迎える案件については最終償還期限の延長の検討について特に早期の対応が必要である。</p> <p>正常先に対する債権管理について</p> <p>決算書上で債務超過が疑われる貸付先については、要注意先として通常以上の指導管理が必要であると思われ、決算書の定期的な徴収の他に、償還能力の把握に努めるなど、債権管理を強化する必要がある。</p> <p>2) 設備資金貸付事業</p> <p>正常先への債権管理について</p> <p>設備資金貸付事業は無利子貸付であり、設備貸与事業のような内部留保益をもたらさないため、貸付債権についての貸倒引当金は計上されていないが、今後正常債権から回収不能額が生じる可能性もあると考えられることから、正常先に対しても定期的な債権管理を強化することが必要である。</p> <p>「設備資金貸付事業損失補償契約書」について</p> <p>「設備資金貸付事業損失補償契約書」を財団と県との間で締結しており、財団が貸付事業により受けた損失については内容審査の上県が補償することとなっているものの、契約書については損失補償の実施時期など具体的ではない部分があるため、見直しを行うことが必要である。</p> <p>3) 繰越金</p> <p>設備資金貸付事業、設備貸与事業資金の次期繰越額は平成19年度末で</p>

	<p>688,061 千円となっている。資金の有効利用という点からは余剰とも考えられるが、貸付と償還の均衡を図りながら、年間3億円の貸付枠を維持するためには相応な金額であり、最近の経済環境下では中小企業への安定的資金供給のためには必要な資金として確保しておく必要があるといえる。</p> <p>4) 設備貸与事業</p> <p>破綻懸念先債権、実質破綻先債権の割合の高さ</p> <p>不良債権 30 先を債権種類別に見た場合、たとえば未収損害賠償 A (一般割賦の割賦契約を解約した未収債権) には、貸与年度が昭和 56、57 年のものが 4 先あるなど、当初貸与期間 (原則 7 年) を経過した平成 11 年度までのものが 19 先を占めている。保証人などにより少額ずつでも返済しているという理由はあるものの、債権管理や回収に係る行政コストを考えると、できるだけ早期の回収と残債権についての貸倒償却などの最終処理を計ることを検討する必要がある。</p>
<p>5 .母子寡婦福祉資金特別会計</p>	<p>(結果)</p> <p>1) 他の奨学資金との重複防止</p> <p>独立行政法人日本学生支援機構からの奨学金の貸与、香川県高等学校等奨学金の貸与を受けている場合は母子福祉資金における修学資金の貸付を受けられない。このことは申請時でのヒアリングにて本人申告に基づいて判断しているが、パンフレットや申請書にその旨を明記しておくべきである。</p> <p>2) 再貸付および重複貸付における貸付限度額目安の設定</p> <p>滞納金額及び回収不能額を抑えるためには貸出時点において、特に再貸付および重複貸付については貸付限度額の目安または限度額を設定しておくべきである。</p> <p>特に、返済額が月額 2 万円から 3 万円になると将来の返済時の償還負担が重く滞納が増えることが考えられるので、月額返済額の上限定額など貸付時点での貸出額の抑制指導の強化も必要である。</p> <p>3) 貸付時点での連帯保証人の要件吟味の厳格化</p> <p>本人返済不能時には連帯保証人が返済履行責任を負うため、連帯保証人の返済能力の検証は特に重要である。</p> <p>(意見)</p> <p>1) 延滞状況の把握について</p> <p>すでに延滞の発生している先については、未調定分についても延滞となる危険性が高く、実際に償還開始直後から延滞が発生しているケースも散見されることから、未調定額も含めた処での延滞債権管理が必要ではないかと思</p>

われる。

また、現在はいわゆる不良債権比率の算出は行ってないが、今後の債権管理のためには総貸出額に占める延滞債権総額、いわゆる不良債権比率も算出する必要があるものと思われる。またその際には、債権現在額報告書に計上されている債権残高には税外未収金は含まれてないが、不良債権比率算定時には、それを含めたところでの比率を算定すべきである。

#### 2) 定期的な欠損処理の実施

当貸付制度自体が一般の融資制度のように資金の貸付償還のみを事務内容とするものでなく、母子及び寡婦などの生活の安定と自立を図り、福祉を増進することを目的とするものであることから、貸付償還に重点を置くものではないといった特徴がある。このため通常の貸付と異なって少額ずつ返済しているケースも多いため、返済期間が長期間にわたることは仕方がない面もあるものの、制度としての貸付である以上、債権管理をより厳格にして必要に応じた定期的な欠損処理が必要と思われる。

#### 3) 特別整理班、税務課への移行

自立支援員等による回収督促等では相手先に対する返済履行意思喚起に対する限界があるため、貸付目的などの制度上、強制的な執行には向かない面はあるものの中には返済能力のあるものもいると思われるため今後とも特別整理班あるいは税務課へ定期的に移行するシステムが必要である。

#### 4) 違約金について

「不徴収申請書」を提出し、要件を満たせば不徴収となり、違約金の不徴収制度が安易に利用される傾向にある。

違約金発生状況の速やかな通知が必要であると思われる。すなわち、年度末での滞納額に対して1年間の発生違約金を計算し、毎年本人と連帯保証人へ通知すべきである。このことは延滞金額の実質的な督促になるとも考えられる。

「不徴収申請書」の厳格な審査が必要である。不徴収の承認を福祉事務所の審査会での承認事項にするのが望ましい。

#### 5) 特別会計の繰越金不足

平成19年度末における母子寡婦福祉資金特別会計での次年度への繰越金は39,110千円であり、貸付実績額の1年分(平成19年度貸付金実績額は117,957千円)の3分の1程度である。平成15年以降は償還金の微減と貸付金の増加により繰越金は急激に減少してきている。すでに、平成19年度では貸付資金として一般会計から8,500千円の繰入金が生じており、滞納額の増加傾向も考え合わせると、一層の資金不足を来す恐れがある。

	<p>母子寡婦福祉資金貸付制度が破綻し貸し渋りが生じないために、資金造成、貸付額、償還額、滞納額、不納欠損処理額について中長期的資金計画が必要である。</p> <p>6) 福祉目的達成と貸付管理体制充実との両立の必要性</p> <p>平成19年度の特別整理班の設置、平成20年度の税務課との協同債権管理・滞納整理回収体制への移行など、滞納未収金への対策は強化された。しかしながら、貸付時における管理体制が十分でない場合は、結果的に滞納が発生することにより、次に必要とする母子寡婦福祉資金が不足していくことにつながることになる。母子寡婦福祉資金は母子家庭等及び寡婦への福祉政策として重要な位置づけにあり、制度本来の目的達成との両立を図りつつ、貸付限度額の審査、保証人の返済能力の審査など貸付時点での管理体制の一層の充実が望まれる。</p>
<p>6 .高等学校等奨学金特別会計</p>	<p>(結果)</p> <p>1) 奨学金貸付の申請手続について</p> <p>「高等学校等奨学金貸付申請書」における申請者及び連帯保証人の自署・押印を厳守する必要がある。</p> <p>世帯の所得審査において、世帯全員の住民票を徴取し判定する必要がある。</p> <p>2) 「香川県高等学校等奨学金借用証書」並びに「香川県高等学校等奨学金返還計画書」の作成について</p> <p>「香川県高等学校等奨学金借用証書」並びに「香川県高等学校等奨学金返還計画書」における借主及び連帯保証人の自署、原則として連帯保証人の実印での押印・印鑑証明書の添付が必要である。</p> <p>(意見)</p> <p>1) 延滞管理について</p> <p>今後の貸付、償還件数見込み(試算)では、平成33年度の収入未済額は474百万円と見込まれる。あくまで仮定計算ではあるが、貸付金の増加と一定率での延滞の発生を考慮すると、巨額の延滞金を抱えることが予想される。</p> <p>日本学生支援機構の奨学金でも悪質な滞納者をなくすため、2010年度の新規貸付から「一定期間滞納すると、信用情報機関に知らせる」ことを条件に加えて貸付を実施すると報じられている。</p> <p>香川県の場合も、延滞が発生してからの回収努力も重要であるが、悪質滞納者を未然に予防するための貸付時での対策の強化と、貸付金の件数及び金額の増加に対応した債権管理体制の充実が望まれる。</p>

<p>7 .臨海工業地帯造成事業特別会計</p>	<p>共通事項</p> <p>(結果)</p> <p>同じ特別会計内の別事業から他事業への余剰金の充当について、各事業の採算状況の明瞭性という観点から、今後どうあるべきかを県内部において検討すべきである。</p> <p>(意見)</p> <p>資本費平準化債の起債に関し、現世代の負担を後世代に残さないという観点から、その起債には慎重を期する必要がある。</p> <p>個別事項</p> <p>(結果)</p> <p>高松港玉藻地区レストハウス</p> <p>(1) 今回のレストハウス事業のように、県が事業用建物を建築して民間に賃貸する場合には、第三者有識者を交え、建築計画前に投資の採算分析を十分に行うべきである。</p> <p>(2) ミケイラの屋外テラスの賃料は、一般会計の歳入ではなく、臨海工業地帯造成事業特別会計(高松港玉藻地区レストハウス事業)の歳入にするべきである。</p> <p>(意見)</p> <p>高松港玉藻地区ターミナルビル等</p> <p>ターミナルビル等の施設の維持管理費として、毎年約1億5000万円の維持管理費用が必要となり、その費用は県が支払っている。つまりは施設の維持管理のために、これだけの県民負担が必要となっていることを認識し、さらなるコスト削減を図る必要がある。</p> <p>玉藻地区埋築事業</p> <p>未売却用地を売却し県財政に充当するのか、あるいは最高のロケーションを活かした全国に誇れる県有財産としていかに活用していくのかについては、我々県民自らのテーマでもある。従って、県は未売却地の維持管理をするために年間どの程度の県民負担が必要であるかを県民に公表し、その上で未売却用地を売却するのか、県民共有の財産とするのかを県民の意見を取り入れながら検討するべきである。</p> <p>高松港朝日(1) 荷役機械</p>
--------------------------	---

	<p>高松港朝日(1)荷役機械事業の収支は厳しい状況である。また今後必ず修繕費用の発生も生じる。しかしながら高松港朝日(1)荷役機械事業は地域企業の便益に大きな効果がある事業であり、県経済の活性化のために必要な事業でもある。したがって事業を継続するためには、採算性をより向上されるべく、現状よりも取扱量を増加できる方策を考えていくべきである。</p> <p>詫間港荷役機械</p> <p>同特別会計の採算に関しての現状を県民に広報し、今後どの程度の負担が必要になるのかを明確にするべきである。その上で費用対効果についての分析を行い、地域経済への影響その他諸般の事業を鑑み、詫間荷役事業の維持存続について今後の方向性の検討を行うべきである。</p> <p>丸亀港昭和地区</p> <p>今後、県から他の自治体あるいは民間に事業を移譲する場合には、その経緯が明らかになる文書を残しておくとともに、移譲時期までに要した費用についての応分の負担を求めていくべきである。</p>
<p>8 .番の州 地区臨海 工業用土 地造成事 業特別会 計</p>	<p>番の州地区の残り40haの売却とその後の特別会計及び基金の在り方について課題を残すが、監査結果及び意見ともに指摘すべき事項はなかった。</p>
<p>9 .内陸工 業団地造 成事業特 別会計</p>	<p>(高松東ファクトリーパーク)</p> <p>(結果)</p> <p>新たな雇用の創出や企業の事業活動に伴う県経済への波及効果や県の税収効果が生じていることも事実であろうが、今後大規模な工業団地を造成する場合には、その開発決定の経緯の中で第三者機関を設けて採算性等の検討を十分に行うべきである。</p> <p>(意見)</p> <p>(1) 県が造成した工業団地では毎年の維持管理費用が必要であるが、この維持管理費用を誘致した企業にも負担してもらうことを検討するべきである。特にこの事業は採算割れの造成事業であり、かつ割安なリース料であるため毎年の草刈費用など工業団地維持管理費については、誘致企業に応分の負担をしてもらい、より県民負担が少なくなることを考えるべきである。</p>

	<p>(2) 内陸工業団地造成事業特別会計(高松東ファクトリーパーク)の採算に      関しての現状及び将来的な負担について定期的に県民に説明する必要が      ある。さらに当該土地造成事業についての事業成果については、最後の一      区画売却後に最終的な採算及び経済効果について総括し、県民への説明が      必要である。</p>
10 .高松 港頭地区 土地区画 整理事業 特別会計	<p>造成地は全て売却済みであり、最近15年間の地価下落傾向の中で1,16      1万円の歳出超過のみでの当該土地区画整理事業の完了は評価できるもの      と考えるが、監査結果及び意見ともに指摘すべき事項はなかった。</p>
11 .吉野 川総合開 発香川用 水建設事 業特別会 計	<p>(意見)</p> <p>1) 基金について</p> <p>基金の処分の考え方について</p> <p>平成19年度の基金運用利回りは貸付勘定の金利償還額を合計しても1      60,966千円であり、毎年経常的に負担している負担金及び寄附金合計が      343,254千円であることから、実質的には金利水準(果実)を上回って事      業充当しており、「吉野川総合開発香川用水事業の運営のため必要な資金が      不足した場合」をもう少し厳密に運用し、基金の保全を図るべきである。</p> <p>繰替運用方針について</p> <p>繰替運用額は基金総額の約8割を占めているだけに、今後の基金への繰戻      し方針を明確にしておくのが望ましい。</p> <p>基金保有の方針について</p> <p>将来の香川用水事業に必要な資金として、事業計画に沿って今後どの程度      基金として保有しておく必要があるかを検討する必要がある。</p> <p>2) 市町の財政状況と貸付金リスクについて</p> <p>県下各市町とも早期健全化基準または財政再生基準を超えてはいないが、      実質公債費比率または将来負担比率が比較的高い市町があるので、当該市町      に対する貸付については要注意先として注意深く管理していく必要がある。</p>
12 .流域 下水道事 業特別会 計	<p>(意見)</p> <p>1) 工事契約状況</p> <p>平成19年度の流域下水道事業における工事契約においては2件の落札      率が92.8%と94.2%となっており競争原理が十分に働いたとはいえ      ない落札率である。予定価格が事前公表されるため落札率が高値安定型にな      っていないか、あるいは工事の品質確保促進のための総合評価方式が競争状      態を制約していないか検証する必要がある。</p>

	<p>2) 契約変更  変更理由については、契約後に早急な整備が必要となったのであればやむを得ないと思われるが、入札時に早急な整備を要することが判明しているのであれば、設計金額に含め予定価格及び低入札価格を設定しておくべきである。</p> <p>3) 市町合併に伴う下水道事業移管について  県の投下資本の回収をどの程度行うかは十分に市町側と協議を行う必要がある。</p>
<p>13 栗林公園特別会計</p>	<p>(意見)</p> <p>1) 一般会計繰入金の削減について  一般会計からの繰入を抑制するためには、ひとえに歳入を増加させるか又は歳出を歳入以下に抑えることが必要になる。  歳入面での一層の更なる増加策を講じていくことと、歳出面においては、委託業務に係る委託料を削減すべく清掃業務等一部については、入札の実施により低減しているものもあるが、更に削減できるものについては、見直しを行っていく必要がある。</p> <p>2) 施設貸付について  土地の使用料について適用される「公園施設を設ける場合」の金額は、その土地を使用することにより得られる収益を考慮した価格の設定が行われることが望ましい。建物の使用料についても同様である。ただし、県の施策としての側面が考慮される場合には、その旨を考慮した価格の決定が行えるような手続を手当するようにすることが望まれる。</p> <p>3) 施設管理について  文化財としての施設管理（景観維持、造園など）は直営としながらも、観光施設としての公園施設・都市公園としての施設管理においては指定管理者制度の導入を検討する必要があると思われる。</p> <p>4) 造園技師の維持・育成について  将来を見越し、年齢構成を考えた上で若い人の採用を行っていく必要性が高い。なお、この技能を習得しようとする希望者は減少しているとのことであるので、早急に技術の伝承のための採用、育成のための施策が必要とされている。</p> <p>5) 文化財保護と観光資源の活用について  維持管理費について、県民の税金を充てることになるため、栗林公園の文化財としての歴史、意義等を積極的に県民に訴えると同時に歳入、歳出といった収支についても県民に分かり易く開示していくことにより理解を得るようにしていくことが必要であろう。</p>

<p>14 駐車 場事業特 別会計</p>	<p>(意見)</p> <p>1) 投資意思決定について  駐車場事業を実施する場合には、駐車場の必要性の検討、駐車場需要の予測、駐車場規模の検討、投資額の決定方法など事業開始にあたっての事業評価のあり方を再検証し、事前事業評価制度がより厳格な制度となるよう改善する必要がある。</p> <p>2) 採算性改善努力の継続  駐車利用収入が減少傾向にあり、さらなる収入増加対策とコスト削減努力が必要である。</p> <p>3) 稼働率の向上  交通の円滑化および県民生活の利便性の向上のためには必要な施設であるので、稼働率を向上させ、公立駐車場としての存在意義を果たす必要がある。</p> <p>4) 今後の収支見通し  3 駐車場の合計繰入金累計額は13,770,239千円となり、使用料収入は平成19年度実績が平成20年度以降も続くものとして推計してあるので、使用料収入が減少する場合は繰入金累計額がより拡大するおそれがある。  さらに、今後とも使用料手数料収入が減少し、維持管理費を下回ることが見込まれる駐車場については、根本的な見直しが必要である。</p>
<p>15 県立 大学特別 会計</p>	<p>(意見)</p> <p>1) 委託契約について  指名競争入札ではあるが、競争原理が十分機能していない契約や、システム構築メーカーとの係わりで随意契約となり価格交渉力が弱い契約などが一部にみられた。  契約先との交渉力を高めるためには、総合的な受注能力、地場中小企業の育成や地場企業の施行能力にも考慮しながら、契約の統合(清掃と設備管理など)、本庁部局による他の施設との一括契約(大学施設と他の県有施設)など契約組織及び形態について全庁的な観点からの見直しが望ましい。</p> <p>2) 備品管理について  定期的棚卸の実施、または、学科・保管場所・棟等を考慮して何年か決められた期間において循環定期的な棚卸による現品管理が必要である。  さらに、平成11年における施設開設時の一斉取得物件が9年を経過し更新時期に来ているものが多いので、優先順位を検討しながら維持更新していく必要がある。</p>

	<p>3) 財政的自立化と運営上の自立化(公立大学法人化)について</p> <p>現状の規模から考えると財政的自立性は乏しく県費負担での維持運営が不可欠であるが、大学として維持するのであれば、看護師、臨床検査技師養成機関としての存在に留まらず、大学という高等教育機関としての存在意義を今以上に発揮していく必要がある。大学院の設置及び戦略的大学連携支援事業への参画などは大学の存在意義を高めるのに貢献する事業と思われる。さらに、大学としての運営上の自立性を高めるためには、公立大学法人への移行も検討する必要がある。</p>
<p>16 .集中 管理 特別 会計</p>	<p>(結果)</p> <p>総務 navi システムが内包する2つのリスク(一人のノウハウに依存していること、個人開発システムに対しての内部統制のありかた)については早急に改善するべきである。同時に、県庁内部における個人開発のスマートフォンに関する現状調査を行い今後のありかたを検討するべきである。</p> <p>(意見)</p> <p>(1) 総務事務集中課に移管されていない業務について</p> <p>総務事務集中課に移管されていない業務(警察本部、県立学校、総務学事課の水道光熱費と公用車管理)については再度県内部で検討し、移管すべきものは総務事務集中課に移管するべきである。特に今回、判明した県中讃保健福祉事務所及び県立琴平高校の「プール金」の再度の発覚に見られるように、出先機関の物品購入等の管理体制の不備に対処するためにも効率化に伴う事務集中以外に、管理体制強化という事務集中体制を構築すべきである。</p> <p>(2) 物品管理システムに登録する物品の基準金額を3万円から引き上げるかどうかについて</p> <p>管理コストの低減という観点からは基準金額を5万円として管理物品の約40%減少を図るのが望ましいが、全国的に県の支出に関する諸問題(プール金など)が発生している昨今においては管理制度を維持するためにも3万円基準を引き上げるべきではないと考える。</p>
<p>17 .証紙 特別会計</p>	<p>(意見)</p> <p>証紙現物管理について</p> <p>現物保管体制は特に問題ないと思われるが、金額換算すれば4,670千円相当額であるので管理保管は一層の注意が求められる。</p>
<p>18 .県債 管理 特別 会計</p>	<p>(意見)</p> <p>1) 高金利債繰上償還延長要請の必要性</p> <p>現在の金利水準からみて5%を超える金利負担は地方財政にとって少な</p>

からぬ負担であるため、平成21年度以降においても補償金免除繰上償還の延長と拡充は必要な措置であり、国への継続的な要望は不可欠である。

#### 2) 退職手当債の発行抑制

「県民の理解を得るべきである」と県議会の付帯決議もあり、説明責任を含め、県民の理解を得る最大限の努力が必要である。

退職手当債は、大量退職等による退職手当の大幅な増加が特定期間に集中した財政負担とならないように発行するものであり、健全な財政運営に資するという側面はあるというものの、制度上、退職手当債の償還財源は、定員管理・給与適正化計画による人件費削減額により担保されることになっており、人員削減の効果の一部が将来的に実際の退職手当債の償還財源として使われることとなる。

また、償還方法が毎半期2%定時償還となっているため、10年後の最終償還までに28%しか償還されず、72%が残ってしまうため、10年後に借換を実施する可能性もある。

経常経費に充当する県債の償還負担を将来世代が背負うことにならないよう、退職手当債の発行は厳しく抑制すべきである。

#### 3) 借換債と借入対象社会資本の耐用年数との関係

借入対象社会資本の耐用年数が比較的短いものがあるため、償還期間と対象施設等の耐用年数との関係のバランスが極端に崩れないよう配慮する必要がある。

#### 4) 県債残高削減に向けて

国による施策の義務付けや国が講じる地方財政対策等の制約は受けるものの、県債残高の減少に着実に取り組むために、次の手法を参考にされたい。

##### 償還率の強化

借換時に毎半期2.5%定期償還条件の償還では、今後20年間の償還期間を予定した償還条件であるため、償還率を高めることにより、最長30年償還未済での償還が望まれる。

##### 起債充当率の自主的引き下げ

起債は許容された起債充当率未済に留め、借入金の増加を抑制する。

##### 5年一括償還借換の見直し

5年間償還猶予となる一括償還借換は、公債費の抑制・平準化には資するものの、償還の促進という観点から、毎年の均等償還を組み入れた償還条件が望まれる。

##### 基金等への計画的積立

厳しい現状下においても基金等への計画的積立が望まれる。